

令和8年度

石油ガス流通合理化対策事業費補助金

(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち
構造改善推進事業に係るもの)

【申請の手引き】

- 公募申請の一連の流れにおいて、特に重要な部分等を抽出し簡略的に説明します。
- 申請における留意点など詳細については必ず【公募要領】をご確認ください。

石油ガス流通合理化構造改善事務局
(パシフィックコンサルタンツ株式会社)

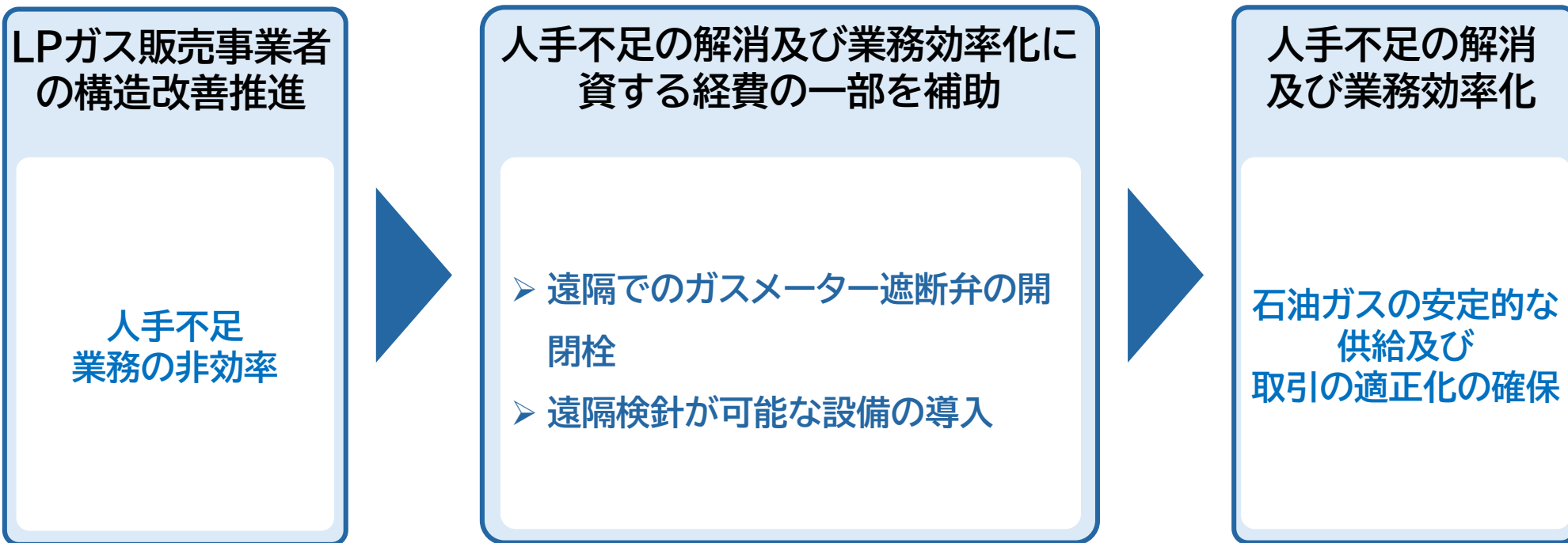
目次

1. 補助事業の目的	2
2. 補助事業のスキーム	3
3. 事業スケジュール（公募公表～間接補助事業完了）	4
4. 補助対象事業	5
5. 補助対象事業者	6
6. 補助金交付の要件	7
7. 審査・採択	9
8. 公募申請	10
9. 交付決定	13
10. 問い合わせ先	14

1. 補助事業の目的

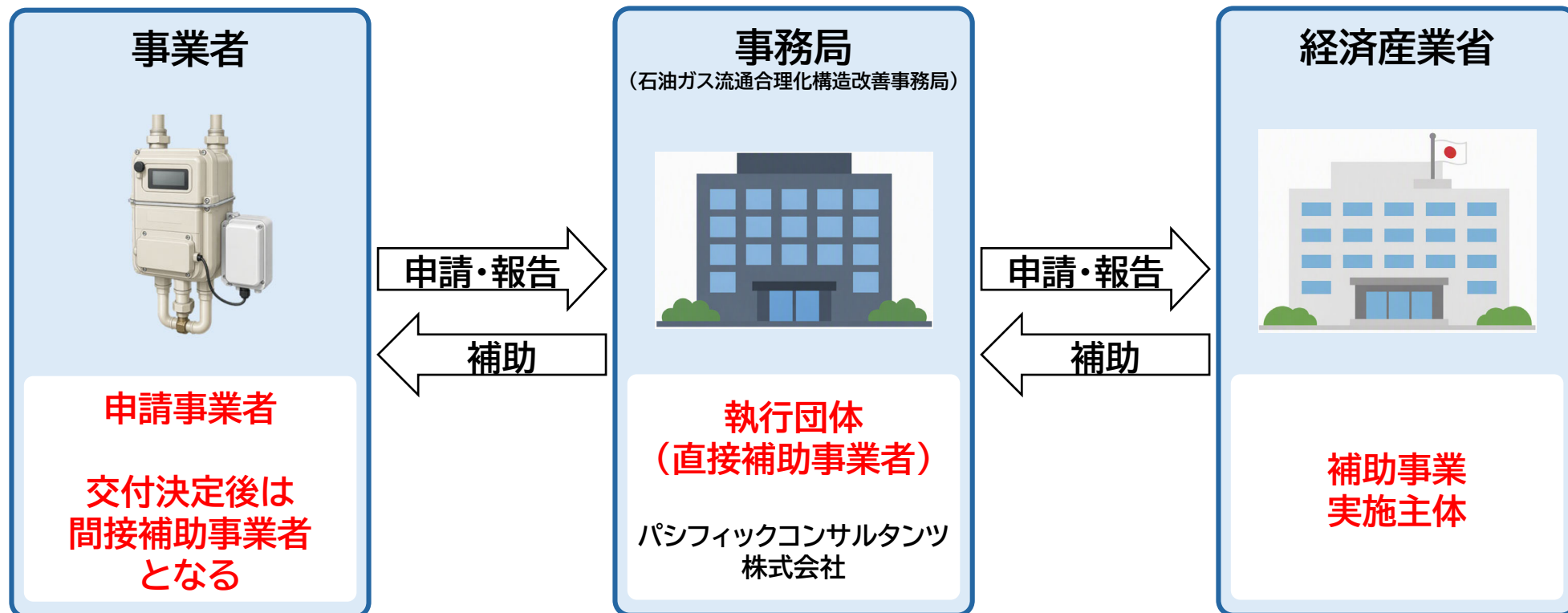
本事業は、LPガス販売事業者の構造改善推進のため、人手不足の解消及び業務効率化に資する遠隔でのガスメーター遮断弁の開閉栓や遠隔検針が可能な設備の導入に対して必要な経費の一部を補助します。

これにより、石油ガスの安定的な供給及び取引の適正化の確保を図ることを目的とします。

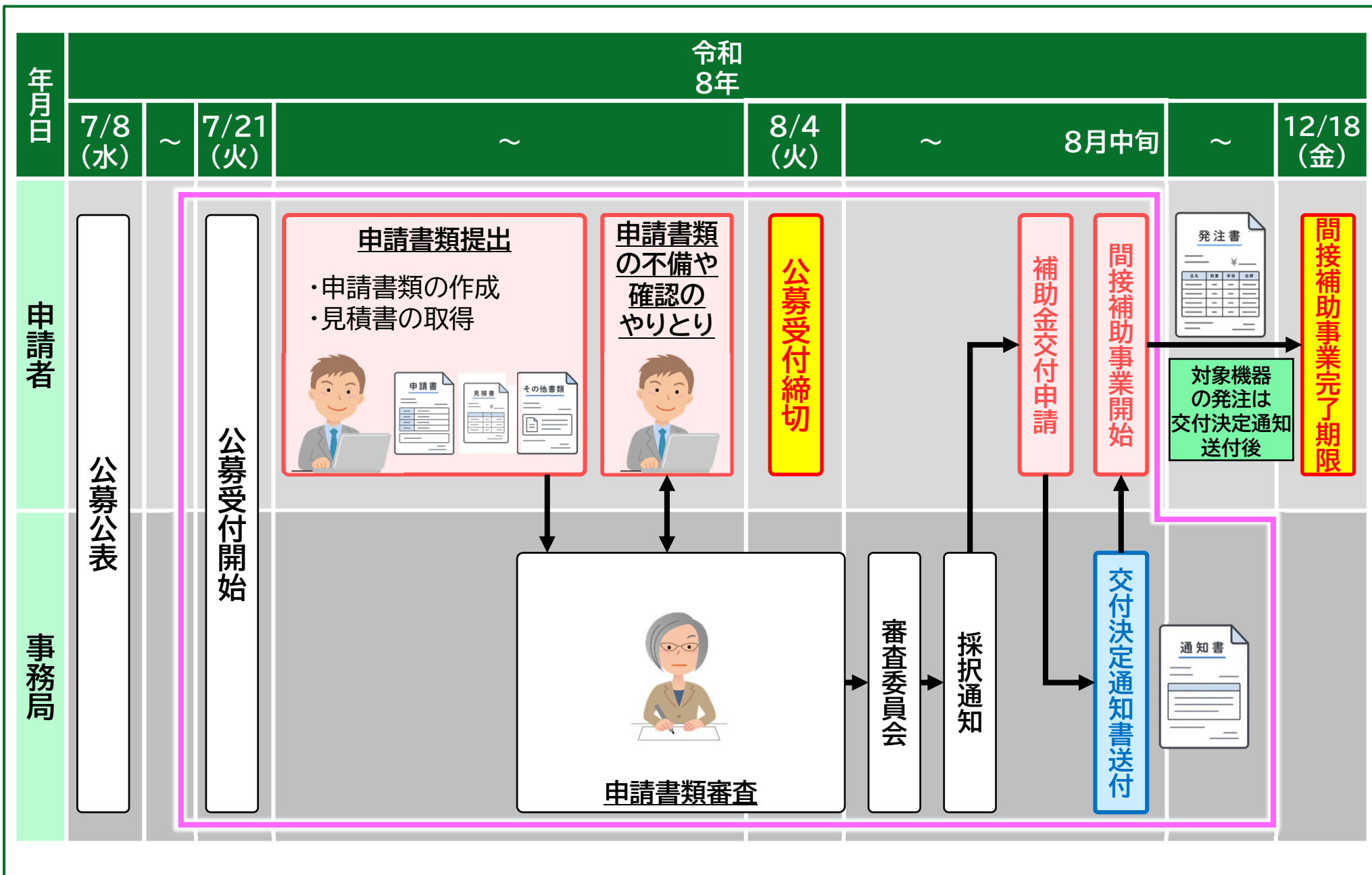


2. 補助事業のスキーム

本事業は、経済産業省補助事業の執行団体（直接補助事業者）として、パシフィックコンサルタンツ株式会社が事務局（石油ガス流通合理化構造改善事務局）を務め、事業者の申請書類等の受付、審査、補助金交付等の業務を実施します。
なお、申請事業者は、交付決定後【間接補助事業者】となります。



3. 事業スケジュール（公募公表～間接補助事業完了）



4. 補助対象事業

補助対象事業は、以下の①②の事業です。

補助対象事業

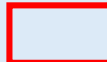
①

遠隔開閉栓等システム構築事業(双方向通信のもの)
(以下「①遠隔開閉栓等システム構築事業」という。)

②

遠隔検針システム構築事業



 : 補助対象

※ ガスメーターそのものは補助対象外

5. 補助対象事業者

申請にあたっては、次のaとbを満たし、かつc～fまでの要件のいずれかを満たす事業者とします。

- a. 日本に拠点を有していること。
- b. 経済産業省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- c. LPガス販売事業者(中小企業等※2)
- d. 共同申請者がLPガス販売事業者(中小企業等)であるリース事業者
- e. 協同組合(LPガス販売等を目的としたものに限る)
- f. 事務局が認めた者(中小企業等)

6. 補助金交付の要件(1)：補助率および補助金上限額

補助率、補助上下限額および件数は表のとおりです。

対象事業	補助率	補助上限額	補助下限額	導入上限件数 (機器数)
① 遠隔開閉栓等システム構築事業	1/2以内	10,000 千円/事業 補助対象経費上限額 20,000千円/事業	500 千円/事業 補助対象経費下限額 1,000千円/事業	800件/事業 ※下限設定なし
② 遠隔検針システム構築事業				

6. 補助金交付の要件(2)：補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりです。

事業区分	補助対象経費
①遠隔開閉栓等システム構築事業	・新規導入及び設置する設備、機器本体の購入費 ・新規導入と併せて実施、かつ新規＋交換により既存導入率が向上する場合の交換分機器本体の購入費(<u>交換のみの場合は対象外</u>) ※補助対象経費は機器本体の購入費のみ
②遠隔検針システム構築事業	

7. 審査・採択

申請された事業の審査は、有識者で構成される審査委員会において、応募書類をもとに非公開で行います。審査は以下の手順にて2段階で実施します。

基礎審査: 補助対象要件への適合性を確認する審査

(要件は公募要領「1-6. 補助金交付の要件 (3) 補助対象経費及び要件」を参照)

加点審査: 基礎審査を通過した応募の中から、以下の審査基準に基づいて、採択順位を決定します。採択については、予算の範囲内にて行います。

優先順位	加点要件
1	・事業効果額(1世帯当たり導入コスト)の低い事業者
2	・既存導入率の低い事業者
3	・顧客数の少ない事業者
4	・賃金引き上げ事業者
5	・ワークライフバランスの取組み事業者

8. 公募申請(1)：申請期間・受付方法

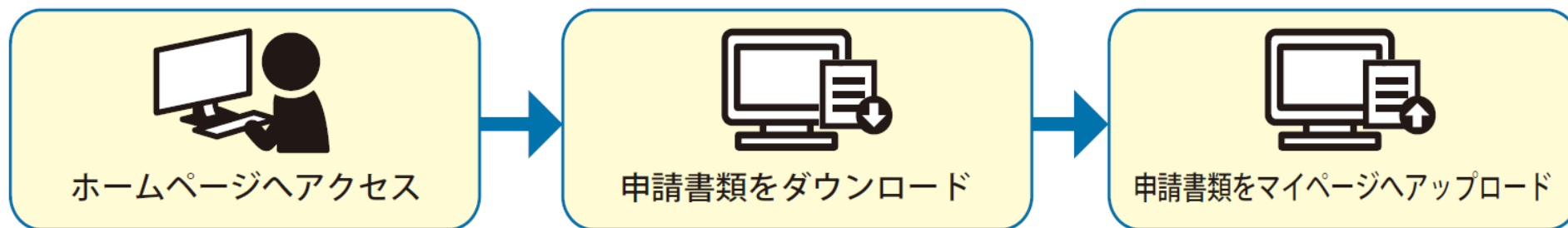
本事業の申請受付期間は、以下のとおりです。

令和8年7月21日(火)14:00

～

令和8年8月4日(火)17:00

申請システムへのアップロードにて受付けています。



- ホームページにアクセスし、**【資料ダウンロード】タブ**から申請書類などをダウンロードして、作成してください
- **応募様式の『記載例』も掲載**していますので、併せてご確認ください
- 申請書類のアップロードは、**『ファイルアップロードシステムの手引き』**をご確認ください。

8. 公募申請(2)：提出書類(提出が必須な書類)

応募に必要な書類のうち提出が必須の書類は、以下のとおりです。

番号	資料名		備考
01_	(応募様式1)公募申請書		・応募様式1等(Excelファイル)の入力シート記入により作成 ・機器仕様がわかる資料(カタログ内の当該機器抜粋資料)を別ファイルにて添付
02_	証明書 (①～③のうち、該当するもの)	① 登記事項証明書のうち、現在事項全部証明書	・申請者が法人の場合のみ ・3か月以内に取得したもの ・共同申請の場合、全申請者分
		② 納税証明書(その1)	・申請者が個人事業主の場合のみ ・3か月以内に取得したもの ・共同申請の場合、全申請者分
		③ 定款	・申請者がリース事業者の場合のみ ・①もしくは②と併せて③を提出
03_	課税証明書類		・納税証明書(その2) ・直近3年分 ・3か月以内に取得したもの ・共同申請の場合、全申請者分
04_	見積関係書類 (すべて)	見積書依頼書(応募様式2)	・3社分 ・本様式を基準に見積依頼
		見積書	・3社分 ※申請時～事業完了日の間、有効なもの
05_	液化石油ガス販売事業報告書		・直近のもの ・複数事業所がある場合、各事業所分 ・共同申請の場合、全申請者分 (液化石油ガス販売事業者のみ)

8. 公募申請(3)：提出書類(該当する場合提出する書類)

応募に必要な書類のうち該当する場合に提出する書類は、以下のとおりです。

番号	資料名		備考
06_	賃金引上げ関連書類	① 従業員への賃上げ計画の表明書(応募様式3)	・計画がある場合のみ ・共同申請の場合、全申請者分
		② 法人税申告書_別表第1	・ 計画があり、暦年表明でない場合 ・前年度分
		③ 法人事業概況説明書	・共同申請の場合、全申請者分 ・①と併せて②、③を提出
		④ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	・ 計画があり、暦年表明でない場合 ・共同申請の場合、全申請者分 ・①と併せて④を提出
07_	ワークライフバランス関連書類	ワークライフバランスに関する認定証(写し)	・計画がある場合のみ ・共同申請の場合、全申請者分
08_	その他、事務局が別途求めるもの		

※申請事業者がリース事業者の際は、
「02証明書」、「03課税証明書」を申請者分・共同申請者分どちらも提出してください。
また、「05液化石油ガス販売事業報告書」、「06賃金引上げ関連書類(該当する場合)」及び「07ワークライフバランス関連書類(該当する場合)」については共同申請者に係る書類を代表申請者が取りまとめて提出してください。

9. 交付決定

採択事業者には、採択通知を送付しますので、申請者は、事務局に交付申請書等の必要書類を提出してください。提出資料を確認し、交付決定通知書を送付します。

番号	資料名	備考
01	(様式第1)交付申請書	・様式第1の別紙2「役員名簿」を含む(<u>法人の場合のみ</u>) ※共同申請の場合、全申請者分社内外問わず取締役、会計参与、監査役を記載
02	(別紙)暴力団排除に関する誓約事項	・共同申請の場合、全共同申請者分

- 間接補助事業の開始日は、事務局が交付決定通知書を発行した日です。
- 間接補助事業の開始日より前に発注した機器等は補助対象経費として認められませんので十分にご注意ください。
- 採択決定後から交付決定までの間に、事務局及び経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。当該変更を踏まえた交付申請をいただけない場合には、交付決定をできませんのであらかじめご了承ください。

10. 問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせ先は下記の通りです。

石油ガス流通合理化構造改善事務局

(構造改善推進事業)

TEL : 050-5577-0392

(受付時間: 平日10:00~12:00、13:00~16:00)

E-mail: kozo@og.pacific-hojo.jp

※プロジェクト番号(B10XXX)をご用意の上お問い合わせ下さい。

※お問い合わせの内容によりましては、回答までにお時間を要する場合があります。

※上記以外へお問い合わせされた場合、回答できない場合がございます。

※社外からの添付ファイル付きメールの受信に制限をかけている場合は、申請前に上記のメールアドレスからの制限を解除するよう設定してください。